

「議案第 10 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第 115 条の 3 及び川崎市議会会議規則第 16 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 3 月 12 日

川崎市議会議長 青木 功雄 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	渡 辺 学
	〃	石 川 建 二
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎
	〃	齋 藤 温

「議案第１０号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
に対する修正案

「議案第１０号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」
の一部を次のように修正する。

第８条第１項第１号及び第２号の改正規定中「３５，９９０円」を「３１，８０５円」に改め、同項第３号の改正規定中「４６，０３５円」を「４０，６８２円」に改め、同項第４号の改正規定中「５３，３９１円」を「４７，１８３円」に改め、同項第５号の改正規定中「７１，１８８円」を「６２，９１０円」に改め、同項第６号の改正規定中「７９，０９７円」を「６９，９００円」に改め、同項第７号の改正規定中「９０，９６２円」を「８０，３８５円」に改め、同項第８号の改正規定中「９８，８７２円」を「８７，３７５円」に改め、同項第９号の改正規定中「１１８，６４６円」を「１０４，８５０円」に改め、同項第１０号の改正規定中「１３４，４６５円」を「１１８，８３０円」に改め、同項第１１号の改正規定中「１４２，３７５円」を「１２５，８２０円」に改め、同項第１６号の改正規定及び同号を同項第１９号とする改正規定中「２６１，０２１円」を「２３０，６７０円」に改め、同項第１５号の改正規定及び同号を同項第１７号とし、同号の次に１号を加える改正規定中「２２９，３８２円」を「２０２，７１０円」に改め、第１８号中「２４５，２０１円」を「２１６，６９０円」に改め、同項第１４号の改正規定及び同号を同項第１６号とする改正規定中「２１３，５６２円」を「１８８，７３０円」に改め、同項第１３号の改正規定及び同号を同項第１５号とする改正規定中「１９７，７４３円」を「１７４，７５０円」に改め、同項第１２号の改正規定及び同号を同項第１３号とし、同号の次に１号を加える改正規定中「１６６，１０４円」を「１４６，７９０円」に改め、第１４号中「１８１，９２４円」を「１６０，７７０円」に改め、同項第１１号の次に１号を加える改正規定中「１５０，２８５円」を「１３２，８１０円」に改め、同条第２項の改正規定中「２２，５４３円」を「１９，９２２円」に改め、同条第３項の改正規定中「３０，２１６円」を「２６，７０２円」に改め、同条第４項の改正規定中「５２，９９５円」を「４６，８３３円」に改める。

提 案 理 由

介護保険料率の改定について、被保険者の負担を軽減するなど所得額に配慮し、負担能力に応じた負担を求めるため修正するものである。